

■ 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年3月末	1,922	1,922	1,541	381	100.00	100.00	
	令和5年9月末	1,881	1,881	1,233	647	100.00	100.00	
危険債権	令和5年3月末	3,907	3,824	2,835	989	97.88	92.29	
	令和5年9月末	4,373	4,272	3,193	1,078	97.67	91.39	
要管理債権	令和5年3月末	2,488	1,001	728	273	40.24	15.51	
	令和5年9月末	2,445	980	738	242	40.10	14.17	
三月以上延滞債権	令和5年3月末	32	26	23	2	80.68	28.97	
	令和5年9月末	12	4	3	0	34.57	9.35	
貸出条件緩和債権	令和5年3月末	2,456	975	704	270	39.71	15.44	
	令和5年9月末	2,433	976	735	241	40.13	14.20	
小計(A)	令和5年3月末	8,319	6,749	5,104	1,644	81.13	51.16	
	令和5年9月末	8,701	7,134	5,166	1,968	81.99	55.68	
正常債権(B)	令和5年3月末	261,290						
	令和5年9月末	262,238						
総与信残高(A)+(B)	令和5年3月末	269,609						
	令和5年9月末	270,940						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行者が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

● 信用金庫法および金融再生法に基づく不良債権比率の推移 (()内は引当控除後、単位：%)

	令和5年3月末	令和5年9月末
不良債権比率	3.08 (2.47)	3.21 (2.48)

■ 有価証券の時価情報等

● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	令和5年3月末			令和5年9月末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	—	
	社債	2,599	2,618	18	2,299	2,309	10
	その他	4,500	4,531	31	5,800	5,825	25
小計	7,099	7,150	50	8,099	8,135	35	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	—	
	社債	170	170	—	262	262	—
	その他	19,500	18,849	△ 650	19,000	18,429	△ 570
小計	19,670	19,019	△ 650	19,262	18,691	△ 570	
合計	26,769	26,169	△ 599	27,361	26,827	△ 534	

- (注) 1. 時価は、令和5年3月末および令和5年9月末における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

● その他有価証券

(単位：百万円)

種類	令和5年3月末			令和5年9月末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	297	251	46	370	314	56
	債券	12,249	12,176	73	8,546	8,512	34
	国債	301	298	2	—	—	—
	地方債	3,483	3,464	19	1,204	1,199	4
	社債	8,465	8,413	51	7,342	7,312	30
	その他	16,987	16,134	853	16,593	15,733	860
小計	29,535	28,561	973	25,510	24,559	950	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	460	528	△ 67	247	265	△ 18
	債券	79,604	82,428	△ 2,824	80,460	84,812	△ 4,351
	国債	14,905	15,457	△ 551	14,948	15,946	△ 997
	地方債	18,065	18,958	△ 893	18,363	19,742	△ 1,378
	社債	46,633	48,012	△ 1,378	47,149	49,124	△ 1,975
	その他	31,492	34,955	△ 3,462	29,923	33,684	△ 3,760
小計	111,557	117,911	△ 6,353	110,631	118,762	△ 8,130	
合計	141,093	146,473	△ 5,379	136,142	143,322	△ 7,179	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、令和5年3月末および令和5年9月末における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

● 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

種類	令和5年3月末	令和5年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	41	41
組合出資金	—	—
合計	41	41

● 売買目的有価証券

該当ありません。